令和６年度　江戸川区立東小岩小学校人権教育全体計画

人権に関する法令
- 日本国憲法
- 教育基本法
- 学習指導要領
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 人権教育・啓発に関する基本計画
- 東京都人権施策推進指針
- 東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- 人権教育の指導方法等の在り方について
- 児童の権利に関する条約等

学校の教育目標
- すすんで学ぶ子
- 思いやりのある子
- たくましい子

目標策定の方針
- 児童の実態
- 保護者の願い
- 地域社会の願い

人権教育の目標
- 互いに認め合い、大切にし合う「共生」の心の育成

人権教育に関する指導の実態把握
- 学校評価
（保護者・児童アンケート）
- 学校公開週間アンケート
- 地域アンケート

目指す児童像
１・２年　仲良くする子
３・４年　認め合う子
５・６年　高め合う子

人権教育を通じて育てたい資質・能力
思いやりのある態度や言葉遣いの指導、男女平等教育の推進、コミュニケーション能力の育成を図る。

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組
- 一人一人の児童のよさを見つけ合い認め合い、様々な活動に生かしていく。
- 生活の中での課題となる事象を見つけ、解決に向けて進んで活動していく。
- 他者との交流を通して、よりよい社会や人間関係を考え構築していく。

学年・学級経営
- いじめや仲間はずれをさせない雰囲気づくり
- 互いに認め合い、大切にし合う温かい人間関係づくり
- 家庭、地域、関係諸機関との連携
- あいさつ運動による活発なコミュニケーションの形成

日常的な指導
- 学校の全教育活動を通して、思いやりに満ちた人間関係を築く。
- 名簿や整列の仕方、呼名の仕方を通して男女平等参加社会の実現に取り組んでいく。

教科等の指導
- 人権にかかわる課題を取り上げ、様々な問題を主体的に解決しようとする力を育てる。
- 人権教育のねらいをふまえ、各教科等に示された能力や態度を育てる。

人権教育の年間指導計画のための方針
- 児童が一人一人の大切さやよさを認め、よりよい人間関係をつくるために、かかわり合い、学び合う学習活動を行う。
- 児童の豊かな人間性をはぐくみ、生命尊重の心情や態度を育てるための指導を行う。
- 体験的な活動を重視し、人権課題について学ぶことができるようにする。（個別的な視点、普遍的な視点を明確にして）

教職員の研修
- 講演
- 道徳や総合的な学習を中心とする授業研究、実技研修

校種間の連携
- 校種間で連携した児童・生徒の指導
- 交流授業の充実

家庭・地域との連携
- 保護者会・個人面談
- 土曜授業公開・公開授業
- 地域や家庭の人材の活用